甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について 甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和3年11月30日提出

甲府市長 桶 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例 甲府市手数料条例(平成12年3月条例第9号)の一部を次のように改正する。 別表第35号から第38号までを次のように改める。

(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第4項までの規定に基づく住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、甲府市建築基準法施行条例(昭和54年12月条例第37号)第28条の2第1項(昇降機に係る部分を除く。)及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額(次号から第38号まで、第40号の3、第40号の4、第41号、第42号及び第47号において「確認申請に係る手数料相当額」という。)を加えた額)

ア 申請に併せて確認書等(その住宅の構造及び設備が長期使用構造等(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。)である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認

書をいう。)又は住宅性能評価書(同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。)をいう。次号から第38号まで、第40号の3及び第40号の4において同じ。)が提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (7) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、次号、第40号の3、第40号の4及び第47号から第49号までにおいて同じ。) 16,000円
- (f) 総戸数が5戸以内の共同住宅等(共同住宅、 長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をい う。以下この号、次号、第40号の3、第40 号の4及び第41号において同 じ。) 25,000円
- (f) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 39,000円
- 知 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 62,000円
- (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等96,000円
- 場 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 143,000円
- 制 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 239,000円
- (f) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 303,000円
- 例 総戸数が300戸を超える共同住宅等 344,000円

- イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - の 一戸建ての住宅 49,000円
 - (f) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 108,000円

 - 知 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 333,000円
 - (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 592,000円
 - 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 1,014,000円
 - (射 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 1,874,000円
 - (f) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 2,679,000円
 - 断総戸数が300戸を超える共同住宅等3,284,000円
- M 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 5条第1項から第5項 までの規定に基づく住 宅の増築又は改築に係 る長期優良住宅建築等 計画の認定の申請に対 する審査

1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額)

- ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に 掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
 - (7) 一戸建ての住宅 25,000円
 - (f) 総戸数が5戸以内の共同住宅等38,000円
 - 働 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅

等 58,000円

- (メンジン 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等93,000円
- (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 144,000円
- 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 214,000円
- (制 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 359,000円
- (f) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 454,000円
- 断 総戸数が300戸を超える共同住宅等 516,000円
- イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - の 一戸建ての住宅 73,000円
 - (4) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 163,000円
 - 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅 等 256,000円
 - (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 499,000円
 - (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等888,000円
 - (別) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 1,522,000円
 - (射 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 2,812,000円
 - (f) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 4,019,000円

例 総戸数が300戸を超える共同住宅等 4,926,000円

M 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基 づく住宅の新築に係る 長期優良住宅建築等3 長期優更(同法第9条 第1項又は第3項のお 定に基づく変更を第1項では第3項を除 く。)の認定の申請に 対する審査 1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額)を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - (f) 申請に併せて確認書等が提出された場合 第 35号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
 - (f) 所以外の場合 第35号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- イ 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号。次号及び第40号の3において「改正法」という。)附則第2条第3項各号に掲げる長期優良住宅建築等計画の変更をする場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (f) 申請に併せて確認書等が提出された場合 第 40号の3ア(f)から(f)までに掲げる住宅の区分 に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金 額
 - 別 別以外の場合 第40号の3イ目からりまで

に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数 料の金額と同一の金額

(M) 長期優良住宅の普及 の促進に関する法律第 8条第1項の規定に基 づく住宅の増築又は改 築に係る長期優良住宅 建築等計画の変更(同 法第9条第1項又は第 3項の規定に基づく変 更を除く。)の認定の 申請に対する審査

1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額)を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額に変更に係る戸数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- ア イ以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - (f) 申請に併せて確認書等が提出された場合 第 36号アに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
 - (f) り以外の場合 第36号イに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
- イ 改正法附則第2条第3項各号に掲げる長期優良 住宅建築等計画の変更をする場合 次に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (7) 申請に併せて確認書等が提出された場合 第 40号の4ア(1)から例までに掲げる住宅の区分 に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金 額
 - (f) 所以外の場合 第40号の4イ(f)から) まで に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数 料の金額と同一の金額

別表第39号中「第9条第1項」を「第9条第1項又は第3項」に改める。 別表第40号の次に次のように加える。 (M)の2 長期優良住宅の 普及の促進に関する法 律第18条第1項の規 定に基づく住宅の容積 率に関する特例の許可 の申請に対する審査 1件につき 160,000円

(4) の3 改正法附則第2 条第2項の規定により なお従前の例によるこ ととされる改正法第1 条の規定による改正前 の長期優良住宅の普及 の促進に関する法律 (以下この号から第 40号の6までにおい て「改正前長期優良住 宅法」という。)第8 条第1項の規定に基づ く住宅の新築に係る長 期優良住宅建築等計画 の変更(改正前長期優 良住宅法第9条第1項 の規定に基づく変更を 除く。)の認定の申請 に対する審査

1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(改正前長期優良住宅法第8条第2項において準用する改正前長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出があった場合は、確認申請に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額)に変更に係る戸数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

- ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に 掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
 - (7) 一戸建ての住宅 6,500円
 - (4) 総 戸 数 が 5 戸 以 内 の 共 同 住 宅等 11,500円
 - ・ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 18,000円
 - (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅(5) 第29,500円
 - (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等46,500円
 - 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 70,000円
 - (制 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 118,500円

- ∅ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 150,000円
- 份 総戸数が300戸を超える共同住宅 等 170,500円
- イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - ∅ 一戸建ての住宅 23,000円
 - ₩ 総戸数が5戸以内の共同住宅 等 53,000円
 - 働 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅 等 84,000円
 - 岡 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅 等 165,000円
 - ★ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅 等 294,500円
 - 別 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 506,000円
 - 例 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 936,000円
 - 例 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 1,338,000円
 - 份 総戸数が300戸を超える共同住宅 等 1,640,500円
- ₩の4 改正前長期優良 住宅法第8条第1項の 規定に基づく住宅の増

1件につき、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額(改正前長期優良住宅法第8条第 2項において準用する改正前長期優良住宅法第6条 築又は改築に係る長期 | 第2項の規定による申出があった場合は、確認申請 優良住宅建築等計画の「に係る手数料相当額を加えた額を既に計画の認定を 変更(改正前長期優良|受けた戸数で除して得た額)に変更に係る戸数を乗 住宅法第9条第1項の | じて得た額(100円未満の端数があるときは、こ

規定に基づく変更を除 | れを切り捨てた額) 対する審査

- く。) の認定の申請に | ア 申請に併せて確認書等が提出された場合 次に 掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額
 - の 一戸建ての住宅 10,000円
 - ₩ 総戸数が5戸以内の共同住宅 等 17,000円
 - 働 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅 等 27,000円
 - 岡 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅 等 44,500円
 - 働 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅 等 70,000円
 - ₩ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 105,000円
 - ㈱ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 177,500円
 - 例 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 225,000円
 - 份 総戸数が300戸を超える共同住宅 等 256,000円
 - イ ア以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額
 - の 一戸建ての住宅 34,500円
 - ₩ 総戸数が5戸以内の共同住宅 等 79,500円
 - 働 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅 等 126,000円
 - 岡 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅 等 247,500円

M 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅 等 442,000円 例 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住 宅等 759,000円 ㈱ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同 住宅等 1,404,000円 例 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同 住宅等 2,007,500円 例 総戸数が300戸を超える共同住宅 等 2,461,000円 ₩の5 改正前長期優良 1件につき 1,800円 住宅法第8条第1項の 規定に基づく長期優良 住宅建築等計画の変更 (改正前長期優良住宅 法第9条第1項の規定 に基づく変更に限 る。) の認定の申請に 対する審査 側の6 改正前長期優良 1件につき 1,800円 住宅法第10条の規定 に基づく地位の承継の

別表第41号ア(||中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。)」を削る。

別表第47号アが、第48号イが a 及び第49号アが中「(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。)」を削る。

附則

査

承認の申請に対する審

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る 手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前 の例による。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、審査手数料に係る所要 の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を 提出する理由である。